

熊本県公報

第 1 1 5 6 9 号
平成 19 年 7 月 2 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○海岸保全区域の廃止……………(河川課)	1
○保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課)	1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止……………(障害者支援総室)	1
○平成 19 年度一般会計補正予算の要領……………(財政課)	2
公 告	
○道路の位置指定……………(建築課)	10
○ "……………(")	10
○ "……………(")	10
登 載 依 頼	
○熊本県警察臨時職員採用試験(平成 19 年度後期任用)の実施……………(警察本部警務課)	11
○熊本県環境影響評価審査会の会議の開催……………(環境影響評価審査会)	13

告 示

熊本県告示第 590 号

昭和 33 年 5 月 30 日熊本県告示第 334 号(海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定)のうち、有明の 2 号永浦の項を削る。

平成 19 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 591 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字小波瀬 3642 の 108、3642 の 111、3642 の 3・3642 の 101・3642 の 107・3642 の 109・3642 の 112・3642 の 113・3642 の 115・3642 の 117・3642 の 121 から 3642 の 126 まで・3642 の 247・3642 の 248 (以上 16 筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字谷 2877 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 (1) 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字宮ノ前 2764 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 592 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 19 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
宇城市社協在宅福祉サービスセンター 宇城市不知火町高良 2273 番地 1	社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会 宇城市不知火町高良 2273 番地 1 阿曾田 清	平成 19 年 5 月 31 日	4312700042	居宅介護及び重度訪問介護

熊本県告示第 593 号

平成 19 年度一般会計補正予算は、平成 19 年 6 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 19 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,631,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		46,828,461	627,611	47,456,072
	1 基金繰入金	44,920,761	627,611	45,548,372
2 繰越金		1	60,667	60,668
	1 繰越金	1	60,667	60,668
3 諸収入		39,215,286	55,650	39,270,936
	1 受託事業収入	1,727,652	55,650	1,783,302
4 県債		95,792,000	28,000	95,820,000
	1 県債	95,792,000	28,000	95,820,000
歳入合計		731,859,232	771,928	732,631,160

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民生費		75,451,131	652,575	76,103,706
	1 社会福祉費	50,593,071	652,575	51,245,646
2 土木費		107,911,286	55,650	107,966,936
	1 道 路 橋りょう費	47,118,388	55,650	47,174,038
3 教育費		173,989,242	63,703	174,052,945
	1 高等学校費	35,012,491	63,703	35,076,194
歳 出 合 計		731,859,232	771,928	732,631,160

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県立高等学校 整備事業費	千円	(借入先) 財務省、公 営企業金融公 庫、会社、そ の他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	2,517,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	2,545,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 329,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 732,188,571千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		102,921,284	329,339	103,250,623
	1 国庫委託金	2,916,331	329,339	3,245,670
歳 入 合 計		731,859,232	329,339	732,188,571

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,961,452	329,339	34,290,791
	1 選 挙 費	2,963,026	329,339	3,292,365
歳 出 合 計		731,859,232	329,339	732,188,571

公 告

熊本県公告第 586 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 山鹿市川端町 708 番 1
- 2 築造者の氏名 宮本栄次郎
- 3 道路の位置 山鹿市古閑字十三部 1021 番 2
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 34.10 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 6 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 8 号

熊本県公告第 587 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池市大平 635 番地
- 2 築造者の氏名 有限会社桜木板金
- 3 道路の位置 菊池市大平字打田 595 番 4、同 597 番 9 及び同 597 番 18
- 4 道路の幅員 6.06 メートル
- 5 道路の延長 65.54 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 8 日
- 7 指定番号 菊池景建第 16 号

熊本県公告第 588 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 7 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 水俣市百間町二丁目 3 番 22 号
- 2 築造者の氏名 有限会社日の出建材
- 3 道路の位置 水俣市白浜町 32 番 3 号
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.80 メートルまで
- 5 道路の延長 23.77 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 13 日
- 7 指定番号 芦北企調第 1 号

登 載 依 頼

熊警公告第730号

熊本県警察臨時職員採用試験（平成19年度後期任用）を次のとおり実施する。

平成19年7月2日

熊本県警察本部長 横内 泉

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 19人程度（警察本部11人程度、免許センター8人程度）
- (2) 職務内容 警察本部又は免許センターに勤務し、警察職員の補助的業務に従事します。

2 勤務条件

(1) 任用期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日までの6か月間

(2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時30分まで
土・日・祝日に勤務を指定する場合があります。

(3) 賃金

日額5,630円
賃金以外の手当は支給されません。

(4) 各種保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入

(5) その他

地方公務員法の適用を受けますので、他の職に就くことはできません。

3 受験資格等

平成元年4月1日までに生まれた方（学歴、性別不問）

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 県の機関（熊本県、警察本部、教育庁等）において、臨時職員として勤務した方は、今回の任用開始日（平成19年10月1日）までに、次の期間を経過していることが

必要です。

- ・ 前回の任用期間が1月以内の方は、2週間
- ・ 前回の任用期間が1月を超え3月以内の方は、1か月間
- ・ 前回の任用期間が3月を超える方は、2か月間

4 採用試験日程等

(1) 申込受付期間

平成19年7月11日（水）から7月27日（金）までの間（当日消印有効）

(2) 第1次試験（作文）

平成19年8月25日（土） 熊本県警察本部において実施

(3) 第2次試験（面接）

平成19年9月12日（水） 熊本県警察本部において実施

5 試験案内・受験申込書

本試験の試験案内・受験申込書については、警察本部及び県内各警察署において配布します。

また、熊本県警察のホームページにも掲載しておりますので、A4判の用紙に印刷してご利用いただけます。

〈問い合わせ先〉

〒862-8610 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部 警務課 採用係

096-381-0110（内線2643）

<http://www.police.pref.kumamoto.jp/>

熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成19年7月2日

熊本県環境影響評価審査会会長 北 園 芳 人

- 1 開催日時
平成19年7月10日（火）
午後1時から午後5時30分まで
- 2 開催場所
熊本市千葉城町3-31
KKRホテル熊本3階「金峯・市房」
- 3 審議内容
(1) 「株式会社IWD東亜熊本 最終処分場事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、開催予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-333-2264

